

江別商工会議所 ななかまど通信

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 対象期間延長のお知らせ

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間の延長を決定しました。対象になる方がいらっしゃいましたらご周知をお願いいたします。

○制度概要 主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- ① 令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

○対象期間および申請期限

休業した期間	申請期限
★令和2年4月～9月	令和2年12月31日（木）
令和2年10月～12月	令和3年3月31日（水）
令和3年1月（延長）	令和3年5月31日（月）
令和3年2月（延長）	

※ 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。（例：1月の休業であれば2月1日から申請可能）

※ 既申請分の支給（不支給）決定までに時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ、★の期間分であっても受け付けます。支給（不支給）決定通知書を添付して申請ください。

○申請方法 ①支給申請書、②支給要件確認書、③本人確認書類（免許証の写しなど）、④振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）、⑤休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）の5点を封筒に入れて、厚生労働省に郵送してください。（詳細は下記ホームページをご覧ください）

○お問合せ先

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>
- ・お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話：0120-221-276

年末年始の業務日についてお知らせ

年末年始の業務日は、下記のとおりとなりますのでご理解のほどお願い申し上げます。

- 12月29日（火）まで …………… 平常通り（8:45～17:30）
- 30日（水）～1月4日（月） …… 休 み
- 1月 5日（火）から …………… 平常通り（8:45～17:30）